

平成31年第1回定例会（第4号）

平成31年3月20日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第 1号 平成31年度七飯町一般会計予算
日程第 3 議案第 2号 平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議案第 3号 平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第 4号 平成31年度七飯町介護保険特別会計予算
日程第 6 議案第 5号 平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算
日程第 7 議案第 6号 平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算
日程第 8 議案第 7号 平成31年度七飯町水道事業会計予算
日程第 9 議案第 8号 七飯町公共施設整備基金条例の制定について
日程第10 議案第25号 冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について
日程第11 議案第26号 桜B団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について
日程第12 議案第27号 吉野山団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について
日程第13 発議案第1号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書
日程第14 発議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
日程第15 発議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第16 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（18名）

議 長	18番	坂 田 邦 彦	副 議 長	17番	神 崎 和 枝
	1番	横 田 有 一		2番	川 村 主 税
	3番	小 松 義 光		4番	上 野 武 彦
	5番	平 松 俊 一		6番	畑 中 静 一
	7番	中 島 勝 也		8番	佐 野 史 人
	9番	木 下 敏		10番	青 山 金 助
	11番	長谷川 生 人		12番	川 上 弘 一
	13番	池 田 誠 悦		14番	坂 本 繁
	15番	中 川 友 規		16番	稲 垣 明 美

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長 宮 田 東 総 務 部 長 釣 谷 隆 士

民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
総務部 税務課長	広 部 美 幸	会 計 課 長	青 山 栄久雄
民生部 住民課長	清 野 真 里	民生部環境生活課長	竹 内 圭 介
民生部 福祉課長	村 山 徳 收	民生部子育て健康支援課長	磯 場 嘉 和
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	川 島 篤 実
経済部 土木課長	佐々木 陵 二	経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司
経済部 水道課長	笠 原 泰 之	経済部商工観光課参事	三 浦 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	松 本 亨	学 校 教 育 課 長	扇 田 誠
生涯教育課長	北 村 公 志	学校給食センター長	柴 田 憲
スポーツ振興課長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

3 番	小 松 義 光	4 番	上 野 武 彦
-----	---------	-----	---------

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（坂田邦彦） ただいまから、平成31年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（坂田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

3番 小松義光 議員

4番 上野武彦 議員

以上2議員を指名いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（坂田邦彦） この際、諸般の報告を行います。

町長より町政動向報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第2

議案第1号 平成31年度七飯町一般会計予算

日程第3

議案第2号 平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算

日程第4

議案第3号 平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5

議案第4号 平成31年度七飯町介護保険特別会計予算

日程第6

議案第5号 平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算

日程第7

議案第6号 平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算

日程第8

議案第7号 平成31年度七飯町水道事業会計予算

○議長（坂田邦彦） 日程第2 議案第1号平成31年度七飯町一般会計予算、日程第3 議案第2号平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第3号平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5 議案第4号平成31年度七飯町介護保険特別会計予算、日程第6 議案第5号平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算、日程第7 議案第6号平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算、日程第8 議案第7号平成31年度七飯町水道事業会計予算、以上7件を一括して議題といたします。

ただいま、議題といたしました7件の案件については、3月6日の本会議において平成31年度予算審査特別委員会に付託されたものであります。休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

木下委員長。

○9番（木下 敏） 読み上げて報告いたします。

委員会報告第5号。

平成31年度予算審査特別委員会報告書。

平成31年3月6日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

平成31年3月19日。

七飯町議会議長、坂田邦彦様。

平成31年度予算審査特別委員会委員長、木下敏。

記。

1、審査に付託された事件名。

(1) 議案第1号 平成31年度七飯町一般会計予算。

(2) 議案第2号 平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算。

(3) 議案第3号 平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算。

(4) 議案第4号 平成31年度七飯町介護保険特別会計予算。

(5) 議案第5号 平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算。

(6) 議案第6号 平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算。

(7) 議案第7号 平成31年度七飯町水道事業会計予算。

2、審査の経過。

平成31年3月6日、7日、8日、11日、12日、19日の6日間、委員会を開催し、町長、担当部長、教育次長、担当課長、センター長、事務局長及び参事の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1) 決定。

原案可決。

(2) 理由。

平成31年度の一般会計予算は、平成30年度政策後予算と比較して7億4,500万円の減少(6.5%減)となっている。

総体としては、これまで続いてきた大型事業が完了を迎えてきていることから、歳入においては基金からの繰り入れを行わない予算編成となっており、また、経常収支比率においても前年比4.7ポイント減少するなど、財政状況が改善傾向にあるが、依然として厳しい財政状況であると考えられる。

町長への総括質疑においては、委員から次の4点についての質疑があった。

①七飯消防団の北海道消防操法訓練大会出場への支援、七飯老人大学の50周年記念事業への支援、七飯町野菜生産出荷組合の創立50周年記念事業への支援に向けた予算措置について。

②豊田地区の児童の通学に対する支援について。

③平成31年度一般会計予算は、基金からの繰

り入れを行わない予算編成となっているが、町民サービスに直結するような事業については、必要な予算措置をするべきであり、今年度の予算執行や今後の補正予算対応への考え方について。

④社会教育施設整備基金の積立予算額が6万2,000円であり、平成31年度末現在高が1億3,845万2,000円の見込みであるが、今後の社会教育施設の整備に対する考え方について。

これに対して、町長からは次のとおり答弁があった。

①北海道消防操法訓練大会出場への支援については消防施設費の南渡島消防事務組合負担金により予算措置されており、七飯老人大学及び七飯町野菜生産出荷組合の記念事業に対する支援については事業内容が決定次第、補正予算を提案していきたい。

②豊田地区の児童の通学に対する支援については、通学路整備の脆弱に係る安全面を考慮し、スクールバス運行业務委託料に豊田地区分として予算措置をしている。

③大沼義務教育学校の開校に向けての改築等、防災行政無線のデジタル化による全町への整備や避難所等への非常用発電機などの整備が見込まれており、一定の財源を確保する必要がある。そのため、全体的な事務事業の執行において、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めており、当初予算においては基金の繰り入れをしない予算編成としているが、今後、必要が生じた場合には、補正予算を提案してまいりたい。

④社会教育施設には多くの老朽化した施設があることから、財政状況を考慮しつつ、総合計画に沿って優先順位を定め、執行に努めてまいりたい。

最後に、町民サービスに直結した事業に対する予算執行の考え方についての質疑において、町長からは、町民サービスに直結する公的サービスというのは最優先に行わなければならない。地方公共団体は、最小の経費で最大の効果を生むというのは当然のことであるが、サービス低下にならないように対応し、予算が不足するようであれば補正予算で対応してまいりたいので、御理解を賜り

たいとの回答があった。

以上のことを踏まえ、当委員会に付託された7議案について、慎重に審査をした結果、議案第1号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第2号から議案第7号まではいずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

続きまして、次表は平成31年度一般会計予算、平成31年度特別会計・企業会計予算の表でございますので、参照願います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 平成31年度予算審査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でございますので、議会運営例規第52項の規定により質疑を省略いたします。

委員長、御苦労さまでした。

これより、討論、採決を行います。討論、採決については1件ごとに順次行ってまいります。

最初に、議案第1号平成31年度七飯町一般会計予算の討論を許します。

上野議員。

○4番（上野武彦） それでは、平成31年度一般会計予算への反対討論をさせていただきます。

町長の施政方針の四つの基本的な視点では、1、子どもを安心して産み、育てられる。2、住み続けたいと思う生活環境を整えるを上げておりますが、予算案はそれを担保できる状況になっておりません。

子育て環境に関しては、昨年は保育園への待機児童が63名となり、全道一待機児童の多い町となりましたが、今年度もゼロ歳児10名もの待機児童を発生させる結果となっております。

緊急対策として、近隣の市町への協力要請を行い、また、保育所の定員を超える79名の児童を受け入れておりますが、待機児童の解消を図れないでおります。

学童保育でも待機児童を発生させるなど、七飯町の現状は、保育、子育て環境を整えられていないと言わざるを得ません。

七飯町は、合計特殊出生率が国、道、近隣市町よりも低い推移となっておりますが、その原因は子育て世代の20代、30代、40代の女性の

転出が年々増加し、昨年は転入よりも299名も転出超過を記録する結果となっております。

近隣の市町への子育て世代の転出がこの合計特殊出生率低下の要因となっているものと思われます。子育て世代が七飯町を子育て環境のない町との評価を下した結果だと考えられます。

平成31年度からは学校給食費を近隣市町でも高い給食費に値上げすることになっておりますが、これは町長が今年度の施政方針で掲げた子育て支援に反し、子育て環境を一層悪化させることになるものであります。

よって、平成31年度一般会計予算案に反対を表明いたします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 賛成討論ございませんか。
中川議員。

○15番（中川友規） 平成31年度当初予算に賛成の立場で討論いたします。

このたびの予算審査特別委員会での報告でありましたとおり、平成31年度の予算においては、大型事業が完了したということもあり、基金からの繰り入れを行わない予算編成、また、財政状況については依然厳しいとありますが、改善傾向にもあるということで、この厳しい状況の中、何とか町側もやっていくという姿勢が少しあらわれているというふうに実感しております。

また、町の考え方として安全、便利な町の生活基盤分野の中でも道路整備や除雪体制、河川の管理、住環境だとかさまざま多岐にわたっての町民の住民サービスについても、しっかりと継続した予算編成となっており、引き続き、子育て支援についても、先ほど討論の中で子育て支援については全然なっていないような説明でありましたけれども、実際には私も子育て世代でありますけれども、大変学校給食の2子目半額、第3子目無料という、ありがたいという声もいただいております。

また、学童保育の入所の民間に対する差額補助だとか子育て支援についても、私の同世代、またPTAだとかそういう中では、七飯町はしっかりとやっていると。そして、逆に今、家を建てようと思っている中で、七飯、または大中山

地区を考えているという声が多くなっている状況でしたので、子育て世代に限らずですけれども、今回のこの予算編成に対しては、町民のためにしっかりやっているのではないかと思います。

また、予算委員会の報告書の中にもありますけれども、町長の総括質疑の中で消防の大会の支援、また老人大学の50周年事業だとか野菜組合の50周年事業だとか、さまざまこういう周年事業を迎えている団体に対しても、地域活性化なり支援をしっかりしていくと。また、そういう中でもほかにも随時予算が不足することがあれば、サービス低下にならないように、予算が不足するようなことがあれば、しっかりと補正予算で対応してまいりたいとの回答もありましたので、町民サービスに影響するような予算編成ではないと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 反対討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。
これより、起立により採決を行います。

議案第1号平成31年度七飯町一般会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものがあります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（坂田邦彦） 起立多数であります。
よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第2号平成31年度七飯町国民健康保険特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものがあります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第3号平成31年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成31年度七飯町介護保険特別会計予算の討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第4号平成31年度七飯町介護保険特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算の討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第5号平成31年度七飯町下水道事業特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第6号平成31年度七飯町土地造成事業特別会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成31年度七飯町水道事業会計予算の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第7号平成31年度七飯町水道事業会計予算の委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9

議案第8号 七飯町公共施設整備基金条例の制定について

○議長(坂田邦彦) 日程第9 議案第8号七飯町公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

ただいま、議題といたしました案件については、平成31年3月6日の本会議において、平成31年度予算審査特別委員会に付託されたものであります。休会中に審査を終了しておりますの

で、その結果の報告を求めます。

木下委員長。

○9番(木下 敏) それでは、読み上げて委員会報告いたします。

委員会報告第6号。

平成31年度予算審査特別委員会報告書。

平成31年3月6日第1回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

平成31年3月19日。

七飯町議会議長、坂田邦彦様。

平成31年度予算審査特別委員会委員長、木下敏。

記。

1、審査に付託された事件名。

議案第8号七飯町公共施設整備基金条例の制定について。

2、審査の経過。

平成31年3月6日、11日、12日、19日の3日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1) 決定。

原案可決。

(2) 理由。

当委員会に付託された七飯町公共施設整備基金条例(以下「条例」という。)の制定については、七飯町土地開発基金及び七飯町新幹線事業推進基金を統合し、新たに七飯町公共施設整備基金として設置するものである。

七飯町公共施設整備基金を設置する際の基金の保有額としては、七飯町土地開発基金の9,675万円、七飯町新幹線事業推進基金の1,325万円を合わせた1億1,000万円を見込んでいます。

委員からは、条例第6条第1項に規定する「公共施設の計画的な整備又は大規模な改修」がどのような整備や改修が該当するののかについての質疑があったところである。

これに対し、町としては、この基金を財源とすることができる事業とは、地方債を充てることができる事業であって、公共施設の更新、改修、統

廃合、長寿命化、除却に係る事業、その他町長が必要と認める事業とのことであり、一般会計に属する建物施設に係る事業を想定しているとの回答であった。

また、これらの定義を明確にするため、七飯町公共施設整備基金管理運用規程を整備するとの回答であり、当委員会にも当該規程案を示したところである。

以上のことを留意の上、条例の内容を慎重に審査したところ、公共施設の適切な維持管理を行うための基金の設置であることから、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

○議長（坂田邦彦） 平成31年度予算審査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項の規程により質疑を省略いたします。

委員長、御苦労さまでした。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第8号七飯町公共施設整備基金条例の制定についての委員長の報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

日程第10

議案第25号 冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について

○議長（坂田邦彦） 日程第10 議案第25号冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、議案第25号冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり契約するため、議会の議決を求めます。

記といたしまして、1の契約の目的は、冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事。

工事概要は、鉄筋コンクリート造り地下1階地上4階建て、延床面積1,375.80平方メートル。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、1億3,230万円。

4の契約の相手方は、カワマタ・鈴木特定建設工事共同企業体、代表者、亀田郡七飯町大川3丁目5番43号、カワマタビルド株式会社代表取締役、川又修治氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面でございます。

1枚目の配置図にて赤色のところが今回の工事箇所となる89-2棟でございます。この団地には、10棟の建物がありますが、今回は7棟目の工事となります。89-2棟は、全部で16戸の住戸となります。

その次のページからは平面図、立面図を添付してございます。

なお、議案関係資料1ページに資料1、冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第25号冬トピア団地89-2棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第26号 桜B団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について

○議長（坂田邦彦） 日程第11 議案第26号 桜B団地長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、議案第26号桜B団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について、提案説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により桜B団地長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1の契約の目的は、桜B団地長寿命化改修建築主体工事。

工事概要は、ドリゾール造り地上2階建て、1棟から4棟、総延床面積1,506.56平方メートル。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、9,882万円。

4の契約の相手方は、カワマタ・東商特定建設工事共同企業体、代表者、亀田郡七飯町大川3丁目5番43号、カワマタビルド株式会社代表取締役、川又修治氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面でございます。

1枚目の配置図にて赤色のところが今回の工事箇所となる1棟から4棟でございます。

1棟、2棟は各6戸、3棟、4棟は各5戸、合

計22戸の住戸が今回の工事箇所となります。

その次のページからは平面図、立面図を添付してございます。

なお、議案関係資料2ページに資料2、桜B団地長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第26号桜B団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第27号 吉野山団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について

○議長（坂田邦彦） 日程第12 議案第27号 吉野山団地長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、議案第27号吉野山団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について、提案説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により吉野山団地長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1の契約の目的は、吉野山

団地長寿命化改修建築主体工事。

工事概要は、ドリゾール造り地上2階建て、1棟から4棟、総延床面積は1,335.68平方メートル。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、9,709万2,000円。

4の契約の相手方は、鈴木・松栄特定建設工事共同企業体、代表者、亀田郡七飯町字大沼町746番地、株式会社鈴木事務所代表取締役、鈴木進氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面でございます。

1枚目の配置図にて赤色のところが今回の工事箇所となる1棟から4棟で、吉野山団地全ての棟でございます。1棟は6戸、2棟は4戸、3、4棟は各6戸、合計22戸が今回の工事箇所となります。

その次のページからは平面図、立面図を添付してございます。

なお、議案関係資料3ページに資料3、吉野山団地長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。議決いただきますよう、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第27号吉野山団地長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

さらなる取り組みを進める意見書

○議長（坂田邦彦） 日程第13 発議案第1号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

長谷川生人議員。

○11番（長谷川生人） それでは、読み上げます。

発議案第1号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年3月6日。

七飯町議会議長、坂田邦彦様。

提出者、七飯町議会議員、長谷川生人。

賛成者、七飯町議会議員、青山金助議員、横田有一議員、佐野史人議員、川上弘一議員、川村主税議員。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していく

日程第13

発議案第1号 食品ロス削減に向けての

ことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記。

1、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

3、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、厚生労働大臣殿、文部科学大臣殿、環境大臣殿。

以上でございます。

よろしく御審議願います。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第1号食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議案第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

○議長（坂田邦彦） 日程第14 発議案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

神崎和枝議員。

○17番（神崎和枝） 発議案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年3月12日。

七飯町議会議長、坂田邦彦様。

提出者、七飯町議会議員、神崎和枝。

賛成者、七飯町議会議員、稲垣明美、中川友規、青山金助、佐野史人、川村主税。

それでは、読み上げて御提案させていただきます。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書。

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診断を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算については、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運営上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議

会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記。

1、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出する。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

発議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○議長（坂田邦彦） 日程第15 発議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○12番（川上弘一） それでは、発議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、読み上げまして提案説明にかえさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年3月14日。

七飯町議会議長、坂田邦彦様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、中川友規議員、青山金助議員、横田有一議員、佐野史人議員。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書。

総務省の調査によると、2017年度の北海道と道内市町村で働く臨時・非常勤職員は、延べ6万3,000人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。

また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きく、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は歴然であります。

こうした中、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。

新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等な待遇を求めています。

これらのことから、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、国に対して次のことが措置されるよう強

く要望いたします。

記。

1、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について、格段の配慮を行うこと。

2、会計年度任用職員の処遇改善、雇用の安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

3、非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

北海道亀田郡七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（坂田邦彦） 日程第16 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から、

特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員会申し出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、委員会申し出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（坂田邦彦） 以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、平成31年第1回七飯町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時57分 閉会

